

# . ヴィタタス・ネクロシウス バルト三国における民事訴訟改正の動向

安達 栄司\* (訳)

本稿において、リトアニア、ラトビアおよびエストニアの新民事訴訟法における民事訴訟（訴訟事件）の改正の動向が論じられる。すなわち抜本改正の必要性が理由づけられる。とりわけ、民事訴訟における集中原則の実現および訴訟遅延の可能性の除去のために提示されるべき方策を論じることに重点が置かれている。

## . 序 論

20世紀全体を通して、リトアニア、ラトビアおよびエストニアには固有の民事訴訟法がおかれなかった。1918年から1940年の間は、1864年のロシア帝国裁判法（後の民事裁判法）がおこなわれていた。この法律は、全体を通してみるとフランス民事訴訟法のコピーだった（つまり、この時代、リトアニアには自由主義的民事訴訟法が優勢だったと主張することができるだろう）。1940年から1990年の間は、バルト三国において社会主義型の民事訴訟法が支配的だった（1964年ソビエト連邦の新民事訴訟法が発効し、それはリトアニア、ラトビアおよびエストニアの新民事訴訟法が発効するまでの間、重大な変更を加えられて通用していた）。ソビエト連邦民事訴訟法においては、万能の権限を持つ裁判所が縦横無尽に行動しており、処分権主義も弁論主義も単なるお題目にすぎないと見なされていた。1990年

---

\* あだち・えいじ 成城大学教授

のバルト三国の再独立後、民事訴訟を改正する必要性が生じた。ソビエトの民事訴訟は、経済と政治の新しい現実に対応できなくなっていた。改革は概ね二段階で実行された。第一段階、それは1964年のソビエト民事訴訟法を改正することであり、第二段階は、新しい民事訴訟法の制定である。この第二段階をもって、民事訴訟の改正は概ね終結をするはずであった。新民事訴訟法がそもそも必要だったのかどうかを問うひとがいるかも知れない。ひょっとすると、ソビエト民事訴訟法を改正することで、こと足りていたのではないだろうか。我々は新しい民事訴訟法が必要であったという立場である。なぜなら、新しい全面改訂立法を編成する場合にのみ、確たる訴訟観を徹底して実現することが可能になるからである。すでに存在する法典を組み換える場合は、弥縫的修正に止まり、その寄って立つ本質や観念を変更することはできない。

ソビエト民事訴訟において、1994年、民事に関する裁判所の万能権限が撤廃されたが、空白箇所には何ら新しいものが提供されなかった。民事訴訟法自体は、特別に自由主義的になり、遅延を引き起こした。口頭主義は無制限に導入された。訴訟の全過程において新証拠を提出することが無制限にできた。欠席判決を言い渡す可能性はなくなった。訴訟事件の類型にそった訴訟の差別化がされなかった、等々。これらの問題のすべてが新しい解決策を必要とし、その解決策をもって、新しい民事訴訟法を制定することができた。

バルト全三国における涉外法の分野の状況は、リトアニア、ラトビア及びエストニアが2005年5月1日に欧州連合（EU）に加盟し、その日から、EU レベルで民事訴訟を平準化する全ての立法が発効したことによって、一変した。

民事訴訟法の改正は、リトアニアにおいても、ラトビア及びエストニアと同様に、新民事訴訟法が適用されることによって、実行された。リトアニアの民事訴訟法は、2002年2月28日に可決され（2003年1月から施行されている）、ラトビアでは1998年10月14日に、エストニアでは1998年4月

に可決された。その他に、エストニアでは2007年1月1日から改正民事訴訟法が適用されているが、この改正法においては民事訴訟の電子化について多大なる配慮がなされている。新しい法典の可決によって、司法改革の最も重要な過程のひとつが終了した、すなわち司法制度全体のための盤石な基礎ができた。新しい民事訴訟法はそれまで通用していたソビエト民事訴訟法にとって変わった。もっとも、ソビエト民事訴訟法は、すでに以前に小さな改正をされていたけれども。上述の通り、この新しい法典は、バルト三国において、近時の経済的及び政治的状况にその諸規定を適合化させるために、90年代に改訂された。しかし、ソビエトの経済体制においては重要でなかったような未解決の問題が残っている。

新しい民事訴訟法ができたことは、バルト三国のなかの最初の民事訴訟典だったので、疑いなく歴史的出来事であった。我々の見解によれば、新しい民事訴訟法は我々が提示していた問題解決策を含んでいるものである。我々は改正の基本理念を第1審の訴訟手続を例にして論じてみようと思う。私はリトアニア共和国の状況をもっともよく知っているので、私がリトアニアの状況についてもっとも詳しく論評しようとするのは、当然のことである。

## ． 本 論

### 1. 基本構想

民事訴訟法の起草者は、民事訴訟について自由主義モデルをとるか、社会主義モデルをとるかという選択肢を有していた。我々が大陸ヨーロッパにおける19世紀終わりから20世紀初頭の民事訴訟の発展状況に目を向けるならば、社会主義的民事訴訟の傾向を明確に見てとることができる。1895年オーストリアの民事訴訟法が公布され、1984年スエーデンの訴訟法が発効した。1976年フランスの新民事訴訟法が施行された。1976年ドイツ民事訴訟法が同様に改正された。これらの法典はすべて、はっきりした方向性

を示している。すなわち、裁判官の積極性、訴訟過程に関する訴訟当事者と裁判所の間責任分担、訴訟経済原則、集中原則及び協働主義の実現、並びに無限の当事者権限に対する抑制である。そこには、公益の実現もまた訴訟の成果として見なされるべきだ、ということが認知される。短くまとめると、こう主張することができる。すなわち、20世紀はフラン・ツクラインの社会主義的民事訴訟法の理念が自由主義的訴訟に対して勝利した時代である。

1996年のバルト三国の状況は、19世紀末のオーストリアの状況と根本的には異ならない。すなわち、劣悪の経済状況、貧困、法的には整備不十分の社会。これらの諸条件並びに相応の人権条約の定め（ヨーロッパ人権条約第6条）（訴訟集中化原則の実現にとりわけ関連するもの）は、作業部会をして、新しい民事訴訟法を社会主義的民事訴訟法の理念に即応させて作り上げるという方向に一致させた。リトアニアにおけるそのための模範法典として役だったのが、1895年のオーストリア民事訴訟法である。エストニアの民事訴訟法は、どちらかといえばドイツモデルにしたがつくられた。ラトビアの状況は異なっていた。ラトビアの新民事訴訟法の起草者は旧ソビエト民事訴訟法に関与したことがある者だったので、ラトビアの民事訴訟法は、1964年のソビエト民事訴訟法を大幅に改訂したものと大差ないと言うことが可能である。

社会主義的民事訴訟のモデルを選択したことで民事訴訟法における将来の改正の筋道が間違いなく定まった。すなわち、積極的な裁判所、訴訟経済と集中原則の実現、実体法の指定の必要、訴訟引き延ばしの可能性の排除、訴訟行為の方式の口頭性と書面性の調和、法律事件の多様性を考慮した手続の差別化。

我々は、これらのすべての理念がどのようにして新民事訴訟法において実現されるのかをさらに見てみよう。

## 2. 民事の口頭弁論における裁判所の役割

裁判所の積極的役割とは、決して裁判所が当事者のために証拠を収集してあげなければならない、ということを用いるのではない。リトアニア民事訴訟法8条に定められた集中原則は、案件についての適切に弁論する義務を当事者にも裁判所にも負わせること、並びにこれらの両主体が 審理集中という目標に達しようとするならば 協働しなければならないこと、を保障する。他方で、この協働の過程における裁判所の義務は、裁判所の積明義務という概念でまとめられる。この積明義務は、民事訴訟法159条1項に定められている。それによれば、裁判長は訴訟事件の本質的状况を詳細に解明することに配慮し、当事者の和解のための措置をとる。事案の根本状况の解明に配慮するという裁判長の義務は、同項において詳細に示されて、次のように定められている。すなわち、裁判長は、訴訟事件の当事者に問いを発し、積明を求め、事案の適切な弁論のために必要な事実関係を示唆し、それらの事実関係が根拠づけられるよう証明を命じることができる、または民事訴訟法典に従って職権で証拠を収集することができる(職権証拠調べは、家事(民訴法376条1項)及び労働関係(民訴法414条1項)に基づく、特定の非処分権主義的事件、並びに特別裁判権の事件(民訴法443条)においてのみ可能である)。さらに民訴法161条は、当事者に代理人をつけるよう提案する裁判所の権限を定める。裁判所のこれらの諸権限は、決して、弁論主義及び処分権主義を制限することを意味するものではなく、また訴訟における当事者権の制限を意味するものでもない、むしろこれらの裁判所の権限の助けを得て、上述の諸原則の実現と上述の目的に達する民事訴訟法のための諸条件が作り出されると考えることができる。他方で、裁判所は当事者を利するための作業をする義務を負うものではない。その場合の裁判所と当事者の関係は、次のように言い表すことができるだろう。すなわち、裁判所は提供し、当事者が決断する。このことは、1964年のソビエト民事訴訟法に定められた 全面的、完全、かつ客観的な事案の審理を確保する 義務とは異なり、私法関係に介入する

国家権力の積極的抑制を意味していることは疑いようがない。

### 3. 民事訴訟の当事者

リトアニア民事訴訟における当事者の役割は、協働主義の実質及び民事訴訟の目的によって定まる。訴訟上の権限を確実に行使する義務と並んで、訴訟促進義務が存在する。訴訟促進義務は、バルト三国においてはかなり新しい概念である。なぜなら、それまで通用していたソビエト民事訴訟法は一度も改正されなかったとはいえ適切な事件審理をする責任は裁判所に課せられていたからである。訴訟上の権限を誠実に行使するという当事者の義務は、現実に保証されることはなく、お題目に過ぎなかった。なぜなら、実際、訴訟上の権限が適切に行使されなかった場合、どのような結果になるのか全く定められていなかったからである。バルト三国における民事訴訟上の訴訟促進義務の誕生は、ソビエト民事訴訟法のモデルとは異なり適切な事件審理のための責任を当事者と裁判所に分担させ、そうすることで、(ソビエトの民事訴訟法において生じていたような)裁判所だけでなく、当事者にも迅速な事件審理及びあらゆる重要な事実関係の調査を尽くすことが保障される。

この義務はリトアニア民事訴訟法7条2項に定められている。すなわち、当事者は、事件審理の集中化に配慮しなければならない、裁判所での訴訟状態を考慮して、請求原因事実及び抗弁事実を理由づける証拠及び主張を過不足なく、かつ適時に提出しなければならない。このことは、事件の審理に多少とも関連するありとあらゆる文書をすべて裁判所に提出するという当事者の義務を意味するものではない。そのような義務があるとすれば裁判官の机上に紙をあふれさせ、審理の集中化の妨げになる。むしろ、当事者が、事件の特定の審理段階に必要な訴訟上の文書だけを裁判所に提出しなければならない、ということの意味する当事者の義務でなければならない。当事者自体は、そうすることで裁判所が追加的情報によって負担加重にならないよう配慮し、また当事者は、遅れて提出されたことに

よって審理が引き延ばされるような証拠の提出を意識的に避けなければならない。訴訟促進義務は、文字通りの法的意味に言う義務ではない。なぜなら、法的義務の不遵守はそれに応じた制裁の発動を引き起こすものだからである。我々が総じて処分権主義及び弁論主義について論じるとき、証拠の提出と収集の領域において当事者の義務をいうことはほとんど不可能である。これらの場合、訴訟促進義務の概念は相対的にのみ使用されている。なぜなら、訴訟促進義務の不遵守は制裁の適用を発動しないからである。言葉の形式的意味でいう義務の存在だけを論じることができるだけだろう。訴訟法において、かかる状況では、通常、当事者の負担ということが論じられる。

ラトビアの民事訴訟法は、訴訟促進義務を直接的には定めていない。ラトビア民事訴訟法74条6項は次のように定める。当事者は自己の訴訟上の権限を行使し、当事者に認められた権限を実現しなければならない。すでに見たように、ラトビア民事訴訟法においては、自己の訴訟上の権限と義務を濫用しないという原則だけが定められている。このことは、訴訟促進義務の一部分だけを意味するものである。ラトビアの民事訴訟法を分析すると、次のような結論を引き出すことができた。すなわち、適切な事件審理の責任の大部分については事件を担当する裁判所に引き受けさせるために、訴訟促進義務の部分的導入が生じたものである。そのあいだ、当事者はかなり有利に訴訟引き延ばしをすることができる。ラトビア民事訴訟法は、バルト三国の中では唯一 欠席判決も、また時期に遅れた提出の却下も定められていなかった(ラトビアの民事訴訟法の改正によって、時期に遅れた提出の却下及び欠席判決の言い渡しはようやく2003年になって採用された)。ラトビアの民事訴訟法は、第一審裁判所において、訴えの要素を変更する、反訴を提起するという当事者の権利を一切制限していない。裁判所の弁論の準備段階は、事件の審理まで当事者の地位を完全に明らかにし、主張することを何ら保障するものではなかった。

全く異なる状況に遭遇するのがエストニア民事訴訟法である。エストニ

ア民事訴訟法2条においてすでに次のような定めがある。民事訴訟の目的は、真実にかない、かつできるだけ迅速な事件審理である。エストニア民事訴訟法200条は 他のバルト諸国と同様に 訴訟上の権限を誠実に行使し、それを濫用しないという当事者義務を定める。同条2項において、訴訟上の権利を濫用し、訴訟を引き延ばし、裁判所を困惑させるような方法を遮断するような措置を職権でとるという裁判所の義務を定める。同条3項は、訴訟上の権限の濫用が確定された場合、罰金を科す権限を裁判所に認めている。上述の条項は、 ラトビアの同様の規定とおなじく訴訟促進義務の一部分だけを含むだけである、すなわち訴訟上の権限を濫用しないこと、またそのことによって訴訟引き延ばしに向けられた意図的な行為を行わないことの義務だけを含むだけである。他方で、エストニア民事訴訟法の他の条文を分析してみると、次のような結論が引き出される。すなわち、エストニアの民事訴訟法はリトアニアの民事訴訟法と同様に、訴訟促進義務について、当事者に認められた訴訟上の権利を濫用しないという義務として理解するだけでなく、訴訟の初めから、訴訟事件を慎重に遂行すること、すなわち手元にある主張と証拠を適時に提出する義務としても理解できる、ということである。

上述のことから引き出されるのは、バルト三国すべての民事訴訟法において訴訟促進義務は（直接または間接に）認められていることである。リトアニア民事訴訟法7条は、ドイツ及びオーストリアにおける支配的概念と同様に、この義務のあり方をもっとも詳細に定めている。エストニアにおける訴訟促進義務もほぼ同様に理解されているが、独立の概念として定義されてはいない。もっとも複雑な状況を見せているのがラトビア民事訴訟である。ラトビアの訴訟促進義務は文言の最狭義で理解されている。訴訟上の権限を濫用しないこと、すなわち事件審理を意図的に引き延ばさないこと、という当事者の義務である。後述のように、このように狭く解釈される訴訟促進義務は、訴訟集中の実現にとってかなり問題を生じさせる。なぜなら、当事者は、事件審理の全体を通じて「雨だれ式に」情報を提出

することが可能になるからである。また、裁判所が欠席判決を下す可能性が著しく制限されている。

#### 4. 遅れて提出された証拠を却下する裁判所の権限

上述のように、訴訟促進義務を遵守しないまたは不十分にしか遵守しないとしても制裁(たとえば、罰金)はない。このことは概ね、当事者がいつでも自己の証拠提出権限を行使することができ、裁判所はただ訴訟引き延ばしに対してのみ対処できるという、ソビエト民事訴訟法において定められていたのと等しい状況である。もちろんこのような状況は受け入れがたい。ひとつには、何らかの形で、「訴訟の主人公」としての当事者の利益と事件の集中の際に存する公益とを相互に結びつけなければならない。リトアニアにおけるこの問題の解決策は、民事訴訟法181条2項にある。そこでは、証拠がより早期に提出可能であり、かつその遅れた提出が審理を引き延ばすことになるならばその証拠の取り調べを放棄することができるという裁判所の権限が規定されていた。しばしば次のように主張されることがある。すなわち、このような裁判所の権限は当事者にとっては制裁とみなされる。それゆえに、訴訟にそのような裁判所の権限をおくことは許されない、と。遅れて提出された証拠を放棄する裁判所の権限は、制裁ではなく、ひとつのあり得べき訴訟態様にすぎない。当事者が自己の任務、すなわち訴訟促進義務を果たさないとき、訴訟でたてられた目的が実現され得ることで、その後の事件審理がどのように進んでいくのかを立法者が予想しなければならないことは、全く当然である。

原則的に全く同様の状況を見せているのが、エストニアである。エストニア民事訴訟法237条1項および238条3項において、証拠調べを却下する裁判所の権限が定められている。それによれば、口頭弁論のための事件準備のあいだ、裁判所は証拠調べを申し出る期間を裁定する。遅れて申請された証拠を裁判所が取り調べるのは、審理が遅滞しないと考えられるとき、または当事者が遅れた理由を裁判所に申し開きするときである。エストニ

アの規制方法は、リトアニアのそれよりより厳格である。なぜなら、原則的に、口頭弁論のための事件準備の段階ですべての証拠を明らかにするという当事者の絶対的義務が定められているからである。

ラトビア民事訴訟法93条3項においても、遅れて提出された証拠を却下する裁判所の権限が規定されている。それによれば、すべての証拠は審理期日の7日前までに裁判所に提出されなければならない。審理のあいだに新しい証拠が裁判所に提出されるのは、そのことによって事件審理が妨害されないとき、遅れたことに十分な理由があるとき、または証明されなければならない事実が審理の間にはじめて当事者に明らかになったとき、である。

しばしばこの裁判所の権限は同時提出主義と同等におくことが試みられた。しかし、全く別物である。同時提出主義によれば、すべての証拠が一定の時期までに裁判所に提出されなければならない。その以後は証拠の提出はできない。裁判所は遅れた証拠を放棄しなければならない。新しい民事訴訟法では証拠調べを放棄する裁判所の権限に関しては、いかなる場合にかかる権利が認められるのかが口にされ、論じられてされている。しかし、いつまでにかかる証拠が提出されなければならないのか（それは当事者の訴訟促進義務に条件付けられている）は示されていない。

遅れて提出された証拠の取り調べを却下する裁判所の権限は、複数の条件にかかっている。第一に、その証拠は（訴訟の展開状況及び本案との関係で）より早期に提出され得たものか、はっきりさせなければならない。第二に、遅れた証拠提出が事件審理を引き延ばさせるものなのか。第三に、この引き延ばしは重大なものとなるか。第四に、事件を審理する裁判所が自己に認められた釈明権を適切に行使したか。これらの条件が認められる場合にのみ、遅れて提出された証拠を放棄する権限が裁判所に与えられる。その他に、このことは裁判所の権限であって、義務ではないということが重要である。

## 5. 書面手続と口頭手続の結合

ソビエト民事訴訟法では口頭の事件審理が完全に実現していた。しかし、そのようなやり方はしばしば事件の引き延ばしを招来する。1999年になってはじめて、最初の萌芽が見られた、すなわち上訴手続及び督促手続においてである。新しい民事訴訟法においてこの口頭主義の原則の実現にとってより決定的だったのは、書面手続と口頭手続の結合である。他国の司法が示すように、この二つの方式の合理的結合は、事件を合理的期間内において審理するという当事者の権利を実現することに役立つ。このことは事件における実体権利の確定を妨げない。バルト三国の新民事訴訟法において、第一審裁判所の訴訟の主要方式は口頭主義によるが、しかし同時にいくつかの例外も定められている。リトアニア民事訴訟には、次のような例外がある。

- a) 民事訴訟法200条1項において、当事者にその内容が裁判所期日の前に明らかになっているとき訴訟書面は裁判所期日において陳述しない、と定められている。
- b) 民事訴訟法227条は、口頭弁論のための書面による準備の可能性を定める。
- c) 民事訴訟法235条4項は、当事者が事件の書面審理を合意した場合、事件を書面で審理することができる、と規定する。
- d) 督促手続及び証書手続は常に書面主義である。
- e) (訴額1000リト)までの少額事件の審理は裁判所の裁量によって書面で行われる。
- f) 非訟裁判権の審理は、原則的に書面で行われる。

新しい民事訴訟法におけるこれらの例外の存在は、この二つの審理方式の結合の可能性を提供し、最善と思われるものを受け継ぐ。このことは同時に、訴訟にたてられた目的の効果的実現を確保する。

原則的にエストニア及びラトビアにおいても同じ規制が行われている。エストニア民事訴訟法349条は、法律に別段の定めがある場合のほかすべ

ての審理は口頭による。もっとも強力に審理の口頭主義が行われているのはラトビアである。すべての審級における事件審理は原則的に例外を知らず、唯一の書面手続は督促手続だけである。

## 6. 公的書証

リトアニア新民事訴訟法197条2項は次のように定める。国家（地方）機関が発行し、国家から授権された者が認証する文書は、権限と方式の要件が守られている限りにおいて、公文書の書証（公的書証）とみなし、より大きな証拠力を有する。公的書証に記載された事実は、それが、証言を除き、他の証拠によって争うことができない。原則的に同様の規定がエストニア民事訴訟法272条2項にも見いだせる（唯一の例外が、エストニアでは証言を制限しない）。ラトビア民事訴訟法は公的書証により高い証拠力を認めてない。

したがって、リトアニア民事訴訟法における公的書証の制度の定着の意義は、原則的に次の点にある。第一に、国家が自己の組織の仕事に対しても信頼は非常に高く、国家機関によって発行された文書に対し、他の証拠方法に比較して、高い証拠力を認めることが可能である。第二に、第二次世界大戦後はじめてリトアニア民事訴訟法において全証拠方法の対等性原則の例外が認められた。

公的書証の制度は、リトアニア民事訴訟法において全く新しいものというわけではない。この概念は、リトアニアでは1918年から1940年の間にすでに知られていた。公的書証の制度があることは、この証拠が存在すれば裁判所には判断の余地がなくなる、ということの意味するわけではない。むしろ、民事訴訟法202条及び203条を分析するならば、裁判所が提出された証拠の正しさについて疑問を抱くとき、さらなる解明を求めることが自由にできる。それが十分でないとき、裁判所はその証拠を自由に評価することができる。

公的書証の制度を認めることは、特に訴訟事件の適切な審理、並びに集

中と訴訟経済の原則という民事訴訟の目標を実現するのに役立つ。

## 7. 訴訟代理

民事訴訟の改正を経験したもうひとつの領域が訴訟代理の制度である。ソビエト民事訴訟法においては、法律家かどうかにかかわらず、すべての自然人が代理人として出廷することができた。新しい民事訴訟法の起草者にとっては、このような状態は新しい社会及び経済の現実状況についてみると不可能だと思われた。なぜなら、依頼者が弁護士によって代理されていないならば、いくつもの問題が解消されない。第一に、代理人の専門的能力が不明である。第二に、代理人がその過失行為によって依頼者に惹起した損害に対する代理人の民事賠償責任の問題が残されている。第三に、代理人の懲戒上の責任の問題がある。これらの問題はすべて、弁護士が付いている場合にのみ依頼者に有利な形で解決される。弁護士だけが弁護士の国家試験に合格している。このことは、代理人に必要な職能水準を保障する。弁護士だけが賠償責任保険に加入する義務がある。最後に、弁護士の社会にだけ、弁護士を懲戒手続きに服しめることができる懲戒裁判所が機能している。これらの理由に基づいて、リトアニア民事訴訟法の起草者は56条に次のように規定した。すなわち、民事における代理人として弁護士ないし弁護士の代理人だけが(わずかな例外を除き)出廷できる。民事訴訟における代理制度の内容と本質によればこの判断に帰着する。しかし、訴訟代理制度の目的は、法的知識のない、またはほとんどない当事者に対して法的専門家のサービスをもたらすこと、並びに裁判所にとっては、民事における正義を行使することにある。

エストニアとラトビアにおいて、訴訟手続に代理人として出廷できる人的層は厚くない。両国においては、法的知識を有するすべての自然人が代理人になり得るといふ原則的規制が行われている。このような自由なやり方では、上述の問題は解消されない。

## 8. 裁判審理の期間

1964年の旧民事訴訟法は、すべての裁判の期間を定めていた。同法の規定によれば、裁判期日の準備のために7日の期間が、また事件審理のために1ヶ月の期間が定められていた。かかる期間の存在は、以下の理由から、否定的に評価され得る。第一に、わずか7日で事件を準備することは不可能である。なぜなら、我々はその場合に訴えに対する答弁だけでなく、情報の交換さえもできない。情報交換の準備は、基本的には裁判審理の間に行われる。その結果、事件審理は何回も行われることになった。第二に、かかる期日の存在は、図式的に事件の評価を行いがちで、事件の複雑性を考慮しない、ということの意味する。

このような理由から、バルト三国の民事訴訟法は、裁判審理の期間を定めていない（例外は、家事及び労働事件である）。しかし、このことは、裁判所が複雑な事件の審理に対する配慮をしていない、というわけではない。そのような義務は、たとえばリトアニア民事訴訟法において2週間と定められている。第一に、できるだけ事件の包括的審理につとめ、かつ事件の引き延ばしに対抗するという裁判長の義務が存在する（リトアニア民事訴訟法72条1項）。第二に、個々の訴訟行為のため一定の期間が定められている（リトアニア民事訴訟法142条）。同様の規定を、ラトビアとエストニアの民事訴訟法も有している。

## 9. 訴訟上の送達（弁護士、管理者に差し置く送達、授権者に対する送達、代理人に対する送達）

旧民事訴訟法における訴訟文書の送達制度を論じるならば、その制度の本質的欠陥に言及することができる。

- (1) 旧制度は、訴訟当事者のあいだの情報の「交流」が保障されていなかった。そのために、当事者が証拠または要求を裁判所期日においてのみ、またはその期日の直前に知られるという状況がしばしば生じた。このような状況は、事件の延期の原因になり、同時に訴訟期間を

長期化させた。

- (2) 裁判所だけが訴訟上の文書を送達する義務を負う。このことは、裁判所事務官の仕事が当事者のために行っていることと何ら変わらないことを意味する。

リトアニアの新民事訴訟において、この問題を回避しようと努力された。民事訴訟法113条1項は、次のように定める。すなわち、相手方ならびに主参加人及び従参加人が各一通受け取ることができるだけの数の訴訟書面の副本が裁判所に提出されなければならない。原則的にエストニアも同じ状況である(民事訴訟法340条)。この規定は、裁判所期日まで案件に付随する記録が関係者に周知されていることを保障する。そのことによって、事件審理における「不意打ち」が避けられる。この要件は、事件の審理に対し適切に準備し、また当事者が何らかの書面を見ていなかったと主張して裁判所期日が空転することを避けるための時間を当事者に与える。この領域に関するラトビアの状況は異なり、ソビエト民事訴訟法で定められていた状況とあまり異ならない。同法129条において、訴状の写しだけが裁判所に提出されなければならないのであって、添付の文書の提出は不要である、という規定がある。もちろん裁判所には、文書の写しも提出するよう原告に求める権限がある。

原則的にソビエト式の呼出状の送達制度が承継されたラトビアを除き、新しい民事訴訟法においては、ソビエト民事訴訟法にはなかった新しい訴訟文書の送達方式を見つけることができる。それらは概ね裁判所の作業を軽減するものである。すなわち、適切な情報交換の責任は裁判所と当事者に分担されている。この観点から、古典的な民事訴訟法においてすでに周知の、次のような送達方法が挙げられる。すなわち、弁護士による送達、代理人におよび授権者に対する送達である。以下簡単に見てみよう。

弁護士による送達は、リトアニア民事訴訟法119条において定められている。ドイツ及びオーストリアの民事訴訟とは反対に、この送達方法は、

弁護士がそのための適性を有するかどうかには左右されない。弁護士同士の送達は、両当事者が弁護士によって代理されている場合には、義務である。この送達方法の本質は、従来の訴訟文書の送達手続（当事者 裁判所 受取人）に代えて「並行的」な送達手続が要請されることにある。すなわち、弁護士は訴訟文書を当事者と裁判所に同時に送る。従って、裁判所は同じ文書を送付する必要がない。この手続は弁護士の間でのみ可能である。このような確実担保のシステムは、国家をして弁護士を信頼させ、かつ概ね国家機能の一部を委譲させている。エストニアの民事訴訟法もラトビアの民事訴訟法もこのような送達方法を定めていない。

代理人に対する送達は、リトアニア民事訴訟法118条およびエストニア民事訴訟法321条において定められている。この手続の本質は、当事者が訴訟代理人（弁護士とは限らない）を選任しているとき、すべての訴訟文書をその代理人にだけ送るという点にある。なぜそうなっているのかの説明は極めて簡明である。すなわち、代理人は訴訟において本人の名前でかつ本人の利益のために行動する。つまり、代理人と本人の間には確かな法律関係がある。なぜなら、代理権の枠内において行われるすべての行為は本人を拘束するからである。ひとつの義務が、本人に対し事件の展開について通知しておくことである。すなわち、代理人は本人に対し訴訟上の文書を報告する義務を負う。（旧民事訴訟法におけるように）本人に対し送達し、かつ代理人に対しても送達することは、裁判所の労働量の増加を引き起こすだけでなく、無用な作業でもある。代理人に対する送達によって、裁判所は、資源を節約し、かつ当事者間の情報の「交流」を保障することができる。

授権者に対する送達は、リトアニア民事訴訟法120条及びエストニア民事訴訟法320条において定められている。この手続のひとつの目的は、多数当事者事件の場合に効果的かつ低廉な訴訟文書の送達を確保することにある。複数の当事者が存在する場合（たとえば破産事件等）、訴訟文書の写しの送達は、関係者にもまた裁判所にもかなり大きな負担の原因となる。

訴訟当事者間の関係は、共通の権利ないし法的利益の存在に基づいている。それゆえに、立法者は、裁判所が、すべての訴訟文書を受け取る授権者を当事者のために提案することができること、またはこの授権者を当事者が自ら選定することを規定している。当事者間の相互の訴訟法関係の態様は、送達文書の内容を了知することは当事者の権利であることを示している。

我々が訴訟上の送達を論じるとき、エストニアの民事訴訟法は送達及び民事手続の全過程についての電子化の分野において非常に先進的であることに触れることが極めて重要である。

集中原則の実現及び裁判所と当事者間の情報交換に配慮する義務の役割分担に関する一定の法改正はその他の条文でも見られるが、ここでは詳細を論じることができない。

#### 10. 訴えの要素を変更する原告の権利、反訴、答弁

1964年のソビエト民事訴訟法において、訴えの要素を変更する原告の権利、反訴ないし答弁をする被告の権利をかなり自由に行使することができた。原告は、裁判所が評議室に入るまで、訴えの変更を行うことができた。反訴は、評議室に立ち入る前に提起される。答弁は被告の義務であるが、しかし、提起された訴えに対して同意しないという申立てをすることは必ずしも必要なことではなかった。しかし、裁判所期日への被告の出廷は何ら否定的な結果にはならない。この状況は、訴訟を引き延ばす可能性を不誠実な当事者にもたらし、訴訟の初めの段階で主張を提出しようという動機を当事者に与えない。この状況は、迅速かつ経済的な事件審理に反対する方向で概ね作用した。この状況は、新しい民事訴訟法において一変した。この変化を引き起こしたのは何よりも、訴訟目的、並びに集中、協働及び訴訟経済の原則の実現によってである。改正の目的は、当事者が訴訟の初めからすでに手持ちの証拠を相互に提出し、主張と反論を戦わせることにある。

リトアニア民事訴訟法141条1項は、次のように規定する。すなわち、

請求の原因は事件準備の終了まで原告によって変更することができる。以後の訴えの要素の変更は、その変更の必要性があとから生じた場合、または相手方が同意する場合、または裁判所が、それによって事件審理が引き延ばされないと考える場合にのみ、可能である。143条1項によれば、その時点まで、反訴も提起できる。民訴法142条は次のように定める。すなわち、被告は、提起された訴えの申立てに同意しないことを表明することによって、答弁を申し立てなければならない。答弁が申し立てられないとき、原告は、欠席判決を求めることができる。答弁に記載されていないかった主張をあとから提出することは非常に困難である。それは、その主張の提出によって事件審理が引き延ばされないとを証明した場合に限り、可能である。原則的に非常に似ている規定がエストニア民事訴訟法376条にある。自由な訴えの変更は、ここでは口頭弁論の最初の時点に限られている。その後の変更は、相手方及び裁判所の同意がある場合に限り可能である。同じことは反訴にも当てはまる（エストニア民訴法373条）。ラトビアにおいては、ソビエトの民事訴訟法の例にならぬ、当事者のこれらの権利は制限されず、常に訴訟の引き延ばしを難なく生じさせることができる。

これらの改正の趣旨は極めて明瞭である。あらゆる主張、反対請求、及び新しい証拠資料は、裁判所手続の準備期間においてすでに収集され、集中化されるべきである。このようにして、事件審理の間にすでに存在する証拠が取り調べられなければならない。このような状況は、事件が第一回の裁判所期日において審理されるための好都合な条件となる、すなわち、それによって、審理の延期が避けられる。

## 11. 口頭弁論の準備

口頭弁論の準備について言及するならば、この領域においてまさに改革がもっとも顕著であったことを認めなければならない。口頭弁論の準備の目的は、次の通りである。すなわち、全資料を集中化し、当事者に権利要求と主張を明確にさせ、その結果、事件が最初の裁判所期日の間にほぼす

べて審理される，ということである。旧民事訴訟法の同様の規定はこの目的の実現のためには不適切であったことを自白しなければならない。そもそも口頭弁論の準備とは，被告に対し訴状の副本を（しばしば付属書類と共に）送付し，かつ一定の行為を行うという裁判所の義務を意味している。したがって，当事者は，反論や反対請求を提示することなく，裁判所期日に出廷する。このことは，一回限りの事件の遅延の原因になるだけでなく，訴訟引き延ばしのための格好の機会をあたえる。この状況は，新しい民事訴訟法が可決されたあとに一変した。第一に，リトアニア民事訴訟法において，裁判審理のために事件準備の二つの方式が定められた。すなわち，書面による準備手続（リトアニア民法227条）および口頭による準備手続である。受訴裁判所は，答弁の申立てがあった後に，自由に準備手続の方式を選択することができる。当事者が弁護士によって代理されている場合，または当事者が自己の主張を書面で主張できる状態にあると思われるとき，書面による準備手続の方式が指定される。

当事者に十分な能力がない場合，または裁判所が和解を締結する可能性があると考える場合，または裁判所が裁判審理のために書面準備が適さないと判断した場合，口頭による準備手続が指定される。裁判審理の準備は，事件を裁判所期日の審理に付するという決定が発令されると，終了する。この決定において，紛争の範囲（訴訟物，反対請求，当事者が依拠する証拠）が明示される。この時点から，この範囲を変更することは極めて難しく，ただ，それを早期に行うことができなかつた（または不必要であった）こと，または後の変更が事件審理を引き延ばさないこと，が証明された場合に限り，可能である。

エストニアにおいて状況は同じであるが，しかし口頭弁論のための二つの事件準備方式は区別されていない。エストニア民事訴訟法396条によれば，裁判所は答弁書に対する原告の意見を書面で出すよう求めることができる。その他は準備のための主な方式は，準備的期日である。ほとんど同じ規制をラトビア民事訴訟法147条から150条に見ることができる。

## 12. 判決（一部判決，留保判決，欠席判決）

旧民事訴訟法は，ひとつの判決形式しか規定していなかった。古典的な終局判決と言うとき，それは一定の場合（当事者が提起された請求に完全に同意する場合）ごく簡単な理由付けをもって作成され得たものである。この状況は，しかし事案についての訴訟上の様々な状況に効果的にかつ柔軟に対応するという裁判所の権限を，間接的にはあっても，制限していた。欠席判決の不存在は，無責任な当事者に事件審理を引き延ばすための有利な条件を与えた。一部判決の不存在は，紛争の一部を効率的に解決する可能性を裁判所から奪った，等々。

上述の問題に関連して，新しい民事訴訟法では相応の改正が行われた。リトアニア民事訴訟法261条は，一部判決の可能性を定める。訴えに複数の請求権が主張されている事案（たとえば離婚と共有財産の分与），すなわち一方の請求を先に分離して判決し，他方の請求については長期の裁判審理を求める，という事案において，裁判所は一部判決を下すことができる。一部判決があることによって，裁判所は各請求権を区別して判断し，かつそれによって民事訴訟にたてられた目的を実現することができるようになった。同様の規定がエストニア民事訴訟法450条にある。ラトビア民事訴訟法は，かかる判決形式を全く知らない。

リトアニア民事訴訟法285条から289条は，欠席判決の可能性を定める。欠席判決は古典的な判決ではなく，また，証拠が取り調べられ，かつ事件の重要な事実関係が解明されたという意味で，紛争の解決方法だとは理解することができない。この解決方法の目的は，当事者の一方が自己に課せられた訴訟促進義務を果たさないで，裁判所期日に出廷しないという場合，本案について判決を下すことにある。裁判所は，判決言い渡しに際して，提出された証拠を形式的にのみ調査する，すなわち裁判所は，当事者によって提出された証拠が真実であると仮定されるならば，提起された訴えを認容したり，棄却したりする理由があるかどうか，の問題について回答を与える。したがって，欠席判決が求められている場合には，証拠の真実

性及びその内容は一切調査されない。処分権主義との関係で、欠席判決は相手方当事者の申立てがある場合に限り言い渡される。その他に、欠席判決は、それに対して相手方当事者の(異議)申立てが認められる場合、取り消され、さらに訴訟が續行される。基本的に非常に似ている規定が407条~422条にある。ラトビアでは、欠席判決を言い渡す可能性は非常に限られている。ラトビア民事訴訟法208-1条1項によれば、欠席判決は、被告が裁判所に答弁の申立てをせず、かつ事件審理のために出頭しなかった場合にのみ、言い渡される。この二つの要件は同時に存在しなければならない。その他にラトビアでは、不真正の欠席判決があるに過ぎない。かかるラトビアのやり方は、欠席判決の長所をほとんど生かすことができない。

### 13. 督促手続, 証書訴訟, 少額手続

ソビエト民事訴訟の重大な問題のひとつが、そもそもすべての訴訟事件がその種類のいかに関わらず同じ訴訟法によって、また同じ訴訟上の方式によって審理されていた、という点である。

集中及び訴訟経済の原則を確実にするために、事件の種類は、新しい民事訴訟において、あり得べき審理方式を考えるにあたってより重要な意義を有している。事件のすべての種類ごとの手続上の特徴を論じるならば、その目的はできるだけ包括的な事件審理であるが、リトアニアの立法者はここで三種類を区別している。第一に、比較的「明瞭な」事件、第二に、訴訟上の請求権が例外なく書証だけに基づいている事件、第三に、いわゆる少額事件である。そのために三つの特別手続の可能性が存在する。すなわち、督促手続、証書訴訟及び少額訴訟である。これらの手続の主たる特徴を区別するならば、原告が(少額事件を除き)多くの場合に選択権を有していることに言及するべきである。すなわち、原告は事件の通常の審理をしようとするか、それとも上述の特別手続を利用するか。このようにして、処分権主義の実現が確保されるだけでなく、現在の状況を見定め、当事者の利益に合致する判決を言い渡すという現実的可能性を当事者に保障

する。その他に、この手続選択権は、訴訟を民主的に形成し、かつ正義実現制度に対する相手方当事者の信頼を高める。これらの特別手続のもうひとつの特徴は、書面性にある。督促手続も証書訴訟手続も書面主義で、かつ無法式で行われる。少額事件においては（訴額が1000リトを上回らない場合）、審理の方式も手続も裁判所の裁量によって決まる。裁判所にとってこの権利は、事件を「何らかの方法で」審理する可能性を意味するのではないことに留意されなければならない。むしろ、「裁判所の解明義務」が確実に認められる。

エストニアは、二つの方式の簡易手続を有している。少額事件（エストニア民法405条。訴訟は書面主義）と証書訴訟（406条）である。ラトビア民事訴訟法は、一種類の督促手続を有するだけである（400条～406条）。この督促手続の方式は、1864年のロシア帝国民事訴訟法に由来し、今日ではかなり保守的な手続であるとみなされ得るものである。

#### 14. 控 訴

控訴の分野におけるリトアニア民事訴訟法の伝統を論じるならば、20世紀の歴史の中で二つの控訴制度が存在していたことが目を引く。1918年から1940年まで適用されたリトアニア民事訴訟法は、フランス民事訴訟法の影響を強く受けていた。その期間を通じて、無制限（完全）控訴の制度が存在していた。無制限控訴の制度は1994年から1999年の間でも行われた。1999年1月1日から、制限控訴の制度が存在する。そこでは、次のように定められている。すなわち、第一審で提出することができた新しい証拠は、控訴ではもはや提出されない、ただし、提出の必要性が後に生じた場合にはこの限りでない。基本的にここでは事件を第一審に差し戻すための控訴審の権限も制限されている。この権限を行使できるのは、第一審裁判所の判決言い渡しの際に重大な訴訟手続違反があった場合、事案の解明のために、新しい証拠を収集する必要があるとき、第一審裁判所がその判決において訴えで主張されている請求権のすべてについて判断をし

なかったとき、である。制限的控訴へと立法上の転換があったのは、重点を第一審におき、審級に関する偏見を避け、また集中原則の実現を確保する、という要請に基づくものである。

新しい民事訴訟法において、控訴に対する立法者の態度は根本的には変わらなかった。制限的控訴の制度が維持されている。控訴額が250リトを下回る場合(意味のない例外を除く)、控訴はそもそもできない。このような制限の存在は、立法者の意思によっておかれたものである。それは、裁判上の防御を求める人権は、第一審のサービスが提供されている場合にはじめて実現される、というものである。

新しいリトアニア民事訴訟法の控訴審手続において、その他の古典的な控訴の原則もまた行われている、たとえば不利益変更の禁止の原則、新しい請求をたてることの禁止、等々。

エストニアにおいても制限控訴の制度が行われている。652条3項において、更新権の制限が定められている。新しい証拠は、第一審がその証拠を理由なく取り調べなかった場合、または第一審でその証拠を提出することが不可能であった場合に限られる。また非常に先進的なのは、647条の規定である。すなわち、当事者が口頭弁論を求めないならば、事件は書面だけで審査されるという制度が認められている。

ラトビアにおいて、控訴制度はもっとも非効率的である。ここでは無制限控訴が行われ、裁判所は新しい証拠をすべて取り調べなければならない。確かに430条において、当事者が訴訟引き延ばし目的で新しい証拠を提出した場合、裁判所はその当事者に対し罰金を科すことができるが、罰金自体は引き延ばしを何ら阻止することができない。

## 15. 上 告

上告手続の改正は、1990年のリトアニアの再独立の後に 控訴手続の改正と同様に あっというまに行われた。上告手続は、 裁判所判決に対する独立の監視方法と同じく 1994年にはじめて登場した(それま

ではソビエト民事訴訟法の同種の監視方法が行われていた)。しかし、それは新の意味での上告（破棄）ではなかった。なぜなら、破毀院と称する最高裁判所は事件の法的側面も事實的側面も審査するからである。その他に、当事者意思と無関係に上告申立てをすると同時に、破毀の手續を開始することができる、という最高裁判所長官の権限は、私法関係の領域に積極的に介入する可能性を国家に与えるものである。最高裁判所の負担加重を理由として、1996年に上告審手續は8つの裁判所に分配されることになった。したがって、1999年1月1日まで、上告審手續は控訴審手續と変わるところがなく、事件について三回の審理を繰り返すための、普通の方法でしかなかった。統一的な法解釈と法発展を担保するという破毀審の本来の機能は、実際には果たされていない。

状況が変わったのは、1999年1月1日、上告審手續が完全に新しく定められてからである。上告審は、事件の法的側面だけを審査する。上告の訴えを提起するための複数の制限が存在する。法解釈に関わる複雑な問題が判断される場合には、事件を大法廷で審理する可能性がある、等々。上告審手續は統一的司法を担保するための方法へと根本的に生まれ変わった。この上告審の訴訟は、当時の新民事訴訟法に取り入れられていたので、いくつかの点を除き、新しい民事訴訟法においてはこの点で何ら根本的な改正はなかった。

- a) 上告受理が導入された。
- b) 立法者はさらに上告制度を検討し、次の確信を得た。すなわち、上告を提起するために実体法及び手續法の違反が必要であるが、その違反は統一的な法適用のために重大な意義があること、それが違法判決の言い渡しに影響を持つものであったこと、または裁判所が当該判例においてリトアニアの最高裁判所が発展させた判例から逸脱しようとするものであること、またはこの争点に関する最高裁判所の判例が不統一であること、またはそもそも先例がないこと、が条件である。さらにまた、リトアニアの上告審手續にはいわゆる許可上告が存在しな

いことが指摘されなければならない。340条に挙げられている上告提起の制限(たとえば、不服額が5000リトを下回らないこと)は、上告の絶対的不許を意味する。

上告審手続が基本的には統一的司法の担保のために役立つということを引き合いに出すと、次のことは明確かつ明瞭である。すなわち、上告審手続は、対話が専門家同士のもとでよりよく行われるならば、良質なものになる。この理由から、民事訴訟法354条は上告審手続において必要的代理人の制度を定める。またそれゆえに、同条は、上告審手続が主として書面によって実施されることを規定する(例外は、大法廷が別段の判断をしたときである)。

上告に関して全く同様の状況にあるのが、エストニアである。エストニアでは弁護士強制がおこなわれている。訴訟手続は、原告が上告状において口頭弁論を要求していない限り、原則的に書面主義である。上告審は事件の法的側面のみを審査する。上告は控訴の後にのみ可能である、等々。しかしながら、いくつかの違いもある。最初に言及すべきなのが、エストニアの上告審は法発展に役立つだけでなく、当事者利益のためにも役立つ。なぜなら、上告理由として、通常法律違反も認められているからである。第二に、不服額による制限はあまり厳しくない。なぜなら上告審は小さな不服額であっても、事件が判例法の形成のために重要な意義を有するならば、上告審手続を開始することができる。

ラトビアにおいて上告審手続は若干の制限を伴った通常の上訴と基本的には同じである。この手続において、事件の法的側面だけが審査される。ラトビア民事訴訟法は弁護士強制も、上告制限も知らない、等々。我々に非常に興味深く思えるのが、ラトビアの飛越上告の制度である。ラトビアの最高裁判所の長官または法務官(検察官)は、判決が控訴されず、かつ本案において重大な法律違反を侵しているとき、上告を提起することができる。

## 16．訴訟の再審

再審制度は、ドイツ及びオーストリアの制度に完全に対応している。若干の違いを指摘することができるだけだろう。第一に、リトアニア民事訴訟法は、原状回復の訴えと無効の訴えを区別するドイツ及びオーストリアとは異なり、単一の訴えの方式を有するだけである。しかし、そうだからといって、リトアニアには別の再審事由が認められているわけではない。むしろ、リトアニア民事訴訟法366条は、再審事由を定めているが、それらは訴訟現状回復のための単一の訴えの対象になっている。この場合はっきりした違いがある。なぜならドイツでは無効の訴えとみなされる訴えに関する訴訟現状回復の事由（たとえば、事件が違法な裁判所構成によって審理された場合、または訴訟当事者の一方に訴訟能力がなかった、または法定代理人によって代理されないで審理された場合）において再審の訴えが提起されている判決を下した裁判官によって判断されるからである。その他の再審事由では、かかる制限はない。

訴訟現状回復の場合、訴訟現状回復の訴えは、わずかな例外を除き、第一審裁判所で審理されるという原則が妥当する。この状況は、次のことによって説明される。すなわち、この場合、訴訟を原状に戻して継続させることが求められる。裁判所の判決は当該事実関係が解明されるまで、正しく、理由があるとみなされる、という事実があるので、（上述の例外を除き）再審の訴えが提起されている判決を下した同じ裁判所にその訴えを審理させている。

訴訟原状回復の手続は、三段階からなる。訴えの受理、訴訟原状回復の事由が存するかどうかの審査、及び、それが存する場合、再開された訴訟における事件の審理である。第二及び第三段階は提出された証拠の評価と結びついているので、これらの手続段階は裁判審理の方式で実施される。

エストニア及びラトビアにおいて、再審事由は原則的に非常に似ている。手続における違いは、再審の訴えを判断する裁判所にあるにすぎない。エストニアにおいては、最高裁が管轄し、ラトビアでは上級審裁判所である。

この伝統は、1864年のロシア帝国民事訴訟法から引き継がれたものであるが、私見によれば、再審の本質に全くそぐわない。

## ． 結 論

リトアニア、ラトビア及びエストニアの民事訴訟法を構想した後に、基本的にはソビエト民事訴訟法の改正が実現されたが、この改正は、第一審裁判所の通常訴訟に関して言うならば、次のようにまとめることができる。

- 1．新しい民事訴訟法において社会主義的民事訴訟の観念が実現された。
- 2．リトアニア及びエストニアの新しい民事訴訟法を提案する際に、ドイツ及びオーストリアの民事訴訟法の理念が役立っている。ラトビアにおいては、改革はソビエト民事訴訟法の抜本改正を基礎として行われた。
- 3．集中、訴訟経済及び協働の原則の存在は、当事者の訴訟促進義務と裁判所の釈明義務の存在を条件付けている。
- 4．当事者に課された訴訟促進義務が果たされないならば、遅れて提出された証拠を放棄する、または出頭しない当事者に対して欠席判決を下す裁判所の権限が発動される。
- 5．裁判審理の準備に関する改正によって、裁判所は、第一回の期日の間にすでに事件を審理することが実際にできるようになった。
- 6．審理期日の取消しは、適切な事件審理に集中する可能性を裁判所に与える。他方で、できるだけ迅速な事件審理を心がけ、各訴訟行為のために適切な期日を裁定する裁判所の義務の存在は、訴訟の集中化原則の実現を保障する。
- 7．裁判所の積極的役割が顕著な労働及び家事事件における特殊性の存在は、立法者がこれらの法律事件の手續において処分権主義的特徴と公益性の存在を保障していることを明らかにする。
- 8．制限控訴の制度は、第一審裁判所での訴訟資料の集中化と、第一審裁判所を全体の中で最も重要な裁判所として承認すること、を保障する。

制限控訴の制度は、人民のなかの審級に関する偏見を取り除くことはできないが、また控訴裁判所の負担加重の問題を効果的に解消することができる。ひとつの例外は、ラトビアである。

9. リトアニアとエストニアの民事訴訟法における上告は、裁判所における統一的司法の確保に向けられている。上告とはすでに確定した判決に対して訴えが提起されているものなので、この形式は例外の形式としてみなされなければならない。ラトビアにおいて、上告は通常のかつ一般の上訴でしかない。